



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

297	振興局の職員駐車場の使用料	(管財課).....	1
*298	和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額	(文化国際課).....	1
*299	和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの医療費の算定方法等	(子ども未来課).....	2
*300	和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等	(医務課).....	3
*301	家畜診療検査等手数料	(畜産課).....	4
*302	家畜人工授精等手数料	(〃).....	5
*303	知事の指定する行為に係る使用料	(都市政策課).....	6
*304	県民水泳場附属設備利用料金の額	(〃).....	7
*305	和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料	(教育委員会).....	7
*306	和歌山県立体育館附属設備利用料金の額	(〃).....	9
*307	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額	(〃).....	9
*308	平成17年和歌山県告示第541号(高等学校授業料における加算額の設定)の廃止	(〃).....	13

告 示

和歌山県告示第297号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第33項の表備考1の規定により、振興局の職員駐車場使用料を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

なお、平成20年和歌山県告示第438号(振興局の職員駐車場の使用料)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

振興局の職員駐車場

1区画につき1か月当たり 2,060円(消費税及び地方消費税を含む。)

和歌山県告示第298号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)別表第2第3項の規定により、和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成15年和歌山県告示第421号(和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額

種 別	使 用 区 分	利用料金	備 考

大ホール	舞台設備	1台又は1式1回につき 1個又は1脚1回につき 1卓又は1枚1回につき 1双1回につき	13,060円	
	照明設備	1台又は1式1回につき 1列1回につき	23,540円	
	音響設備	1台又は1式1回につき 1個又は1チャンネル1回につき	3,880円	
小ホール	舞台設備	1台又は1式1回につき 1個又は1脚1回につき 1卓又は1枚1回につき 1双1回につき	10,900円	
	照明設備	1台又は1式1回につき 1列1回につき	5,180円	
	音響設備	1台又は1式1回につき 1個又は1チャンネル1回につき	2,590円	
リハーサル室備品		1台1回につき	2,050円	
会議室備品		1台又は1式1回につき 1面又は1枚1回につき 1チャンネル1回につき	3,880円	
展示室備品		1台又は1枚1回につき	380円	
照明効果器具		1台又は1式1回につき 1組1回につき	3,340円	
映写関係備品		1台又は1式1回につき 1面1回につき	13,060円	
その他の附属設備		その都度知事が定める。		

備考

- 1 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までのそれぞれの使用時間における使用をいう。ただし、リハーサル室及び会議室関係の附属設備を使用する場合にあっては午前9時から午後9時30分までの使用時間における使用を、展示室関係の附属設備を使用する場合にあっては1展示期間における使用をいう。
- 2 この表の利用料金には、ポリカラー、カセットテープ、ドライアイス等の消耗品費及び特別に必要な人件費は、含まないものとする。

和歌山県告示第299号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）別表第1第11項の2ただし書の規定により、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターにおける医療に要する費用（以下「医療費」という。）の算定方法等について次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成17年6月7日和歌山県告示第946号（和歌山県子ども・障害者相談センターの医療費の算定方法等）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令その他の法令に基づき医療に関する給付が行われる場合の医療費の額は、条例別表第1第11項の2本文に定める算定方法により算定する額とする。ただし、当該法令にこれと異なる定めがある場合は、当該法令に基づき算定する額とする。
- 2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける場合の医療費を算定する場合における1点当たりに乗ずる単価は、次のとおりとする。
 - (1) 労働者災害補償保険法の適用のあるもの 11.5円
 - (2) 自動車損害賠償保障法の適用のあるもの 20円
- 3 第1項及び条例別表第1第11項の2本文に定める算定方法により医療費を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものではない部分があるときは、当該部分に係る医療費の額は、第1項及び条例別表第1第11項の2本文に定める算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定により算定された医療費の合計額に10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 文書料
 - (1) 自動車損害賠償保障法関係診断書、訴訟関係診断書、死体検案書その他特に複雑な診断書及び自動車損害賠償保障法関係診療報酬明細書その他特に複雑な証明書 1件につき 4,320円
 - (2) 恩給診断書、各種障害年金等受給診断書、生命保険関係診断書その他複雑な診断書及び証明書 1件につき 3,240円
 - (3) 死亡診断書、普通診断書、健康診断書、身体障害者手帳交付用診断書、特定疾患公費負担申請用診断書、精神障害者健康福祉手帳交付用診断書、通院医療公費負担申請用診断書その他通常の診断書及び証明書 1件につき 2,160円
 - (4) 死亡診断書（死亡届市町村提出用）その他簡単な診断書及び医療費支払証明書、入院・通院証明書その他簡単な証明書 1件につき 1,080円

和歌山県告示第300号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）別表第1第10項ただし書の規定により、和歌山県立こころの医療センターにおける医療に要する費用（以下「医療費」という。）の算定方法等について次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成9年和歌山県告示第408号（和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令その他の法令に基づき医療に関する給付が行われる場合の医療費の額は、条例別表第1第10項本文に定める算定方法により算定する額とする。ただし、当該法令にこれと異なる定めがある場合は、当該法令に基づき算定する額とする。
- 2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける場合の医療費を算定する場合における1点当たりに乗ずる単価は、次のとおりとする。
 - (1) 労働者災害補償保険法の適用のあるもの 11.5円
 - (2) 自動車損害賠償保障法の適用のあるもの 20円
- 3 第1項及び条例別表第1第10項本文に定める算定方法により医療費を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものではない部分があるときは、当該部分に係る医療費の額は、第1項及び条例別表第1第10項本文に定める算定方法により算定した額に100分の10

8を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定により算定された医療費の合計額に10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 文書料

- (1) 自動車損害賠償保障法関係診断書、訴訟関係診断書、死体検案書その他特に複雑な診断書及び自動車損害賠償保障法関係診療報酬明細書その他特に複雑な証明書 1件につき 4,320円
- (2) 恩給診断書、各種障害年金等受給診断書、生命保険関係診断書その他複雑な診断書及び証明書 1件につき 3,240円
- (3) 死亡診断書、普通診断書、健康診断書、身体障害者手帳交付用診断書、特定疾患公費負担申請用診断書、精神障害者健康福祉手帳交付用診断書、通院医療公費負担申請用診断書その他通常の診断書及び証明書 1件につき 2,160円
- (4) 死亡診断書(死亡届市町村提出用)その他簡単な診断書及び医療費支払証明書、入院・通院証明書その他簡単な証明書 1件につき 1,080円

和歌山県告示第301号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第3第12項第2号のただし書の規定により、家畜診療検査等手数料を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成11年和歌山県告示第231号(家畜診療検査等手数料)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

初診料 84点

検査手数料

妊娠検査 141点

生殖器機能検査 84点

精虫検査 84点

牛結核病検査 52点

牛ブルセラ病検査 52点

牛ヨーネ病検査 52点

注射手数料(医薬品を含む場合)

牛予防注射 86点

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ混合予防注射 113点

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス混合予防注射 144点

注射手数料(医薬品を含まない場合)

大家畜 31点

中家畜 10点

小家畜 1点

家畜管理支援手数料

去勢 牛 206点

豚 51点

馬 1,850点

除角 子牛(3か月齢未満) 103点

牛(3か月齢以上) 206点

鼻環装着(鼻環を含まない。) 51点

文書料 79点

指示書（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条第1項の規定に基づくもの）、診断書、指導書又は証明書は、昭和30年農林省告示第778号第1項により定められた家畜共済点数表の種別文書料のB種による額に準ずる。

1点の価格

昭和30年農林省告示第778号第2項に規定する1点の価格に準ずる。

和歌山県告示第302号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、家畜人工授精等手数料を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成12年和歌山県告示第306号（家畜人工授精等手数料）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 人工授精関係手数料

家畜の種類	単位	人工授精手数料（円）		精液分譲手数料（円）	摘 要
		精液を含む場合	精液を含まない場合		
輸入種雄牛	1回	3,300	2,380	920	精液分譲手数料は、1本につきとする。
事業団乳牛A	1回	3,090	2,380	710	同上
事業団乳牛B	1回	3,300	2,380	920	同上
事業団乳牛C	1回	3,640	2,380	1,260	同上
事業団乳牛D	1回	4,170	2,380	1,790	同上
事業団乳牛E	1回	4,720	2,380	2,340	同上
事業団乳牛F	1回	5,800	2,380	3,420	同上
事業団乳牛G	1回	7,960	2,380	5,580	同上
事業団乳牛H	1回	3,420	2,380	1,040	同上
事業団乳牛I	1回	6,880	2,380	4,500	同上
事業団乳牛J	1回	9,040	2,380	6,660	同上
事業団乳牛K	1回	10,120	2,380	7,740	同上
事業団乳牛L	1回	11,200	2,380	8,820	同上
事業団輸入精液A	1回	8,610	2,380	6,230	同上
事業団輸入精液B	1回	6,450	2,380	4,070	同上
事業団輸入精液C	1回	6,170	2,380	3,790	同上
和牛	1回	2,870	2,380	490	同上
事業団和牛A	1回	3,090	2,380	710	同上
事業団和牛B	1回	3,300	2,380	920	同上
事業団和牛C	1回	3,640	2,380	1,260	同上
事業団和牛D	1回	4,170	2,380	1,790	同上
事業団和牛E	1回	4,720	2,380	2,340	同上
事業団和牛F	1回	5,800	2,380	3,420	同上
事業団和牛G	1回	7,960	2,380	5,580	同上
事業団和牛H	1回	10,120	2,380	7,740	同上

事業団和牛I	1回	13,360	2,380	10,980	同上
事業団和牛J	1回	18,760	2,380	16,380	同上
事業団和牛K	1回	24,160	2,380	21,780	同上
事業団和牛L	1回	6,880	2,380	4,500	同上
輸入豚	1回	7,280	4,740	2,540	精液分譲手数料は、70ccにつきとする。
国産豚	1回	6,140	4,740	1,400	同上

2 牛受精卵移植関係手数料

(1) 過排卵処置手数料 1回につき 20,570円

過排卵処置に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、人工授精関係手数料は除く。

(2) 採卵手数料 1回につき 15,430円

採卵、正常受精卵の凍結に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、畜産試験場長、供卵牛所有農家及び当該供卵牛所有農家を管轄する家畜保健衛生所長が協議の上、畜産試験場において採卵する場合に限る。

(3) 移植手数料 1回につき 6,170円

受精卵の移植に係る消耗品等を含む。ただし、移植に供する受精卵及び移植適期の判定に要する経費は除く。

(4) 受精卵分譲手数料

受精卵の種類	単位	凍結精液のランク	受精卵分譲手数料(円)	性判別受精卵分譲手数料(円)	摘 要
乳牛受精卵	1個		9,470	18,930	受精卵分譲手数料は、1個につきとする。
和牛受精卵A	1個	3,000円～5,000円未満	10,410	18,930	同上
和牛受精卵B	1個	5,000円～10,000円未満	10,920	19,440	同上
和牛受精卵C	1個	10,000円～20,000円未満	12,210	20,730	同上
和牛受精卵D	1個	20,000円～30,000円未満	14,780	23,300	同上
和牛受精卵E	1個	30,000円～40,000円未満	17,350	25,870	同上
和牛受精卵F	1個	40,000円～50,000円未満	19,920	28,440	同上
和牛受精卵G	1個	50,000円以上	22,490	31,010	同上

和歌山県告示第303号

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）別表第2第3項の表の規定により知事の指定する行為に係る使用料を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

行為に係る使用料

種 別	単 位	金 額
業として行う映画等の撮影	1時間につき	2,160円

ラジオ放送の中継	1日につき	1,080円
テレビ放送の中継	1日につき	2,160円

備考 行為を行う期間が1時間若しくは1日に満たないとき、又はその期間に1時間若しくは1日に満たない端数があるときは、1時間又は1日として計算する。

和歌山県告示第304号

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）別表第2第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成25年和歌山県告示第330号（県民水泳場附属設備利用料金の額）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

附属設備使用料

種 別	単 位	利 用 料 金
大型映像装置	1式1日につき	14,400円
水球競技運営システム	1式1日につき	7,200円
競泳用自動審判計時システム	1式1日につき	7,200円
ペースメーカー	1式1日につき	2,570円
その他の附属設備	その都度知事が定める。	

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

和歌山県告示第305号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第22項第2号の規定により、和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成17年和歌山県告示1325号（和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料

種別	設 備 の 名 称		単 位	使 用 料 (1日につき) 円
メ デ ィ ア ・ ア ー ト ・ ホ	舞 台	グランドピアノ（スタインウェイ）	1台	5,760
		演壇	1卓	320
		花台	1個	100
		セリ	1基	320
A V 設	LDプレイヤー	1台	1,460	
	16ミリ映写機	1台	1,790	

備	35ミリスライド映写機	1台	1,460	
	液晶プロジェクター	1台	1,460	
	DVDプレイヤー	1台	1,460	
	スクリーン	1面	730	
	操作卓 (調整室)	1式	2,620	
	カセットテープレコーダー	1台	1,370	
	オープンリールテープレコーダー	1台	1,370	
	DATレコーダー	1台	1,790	
	CDプレイヤー	1台	1,370	
	MDプレイヤー	1台	1,370	
	オーディオミキサー	1台	1,370	
	エコーマシン	1台	1,370	
	デジタルマルチプロセッサ	1台	1,790	
	グラフィックイコライザー	1台	630	
	マイクロフォン	1台	320	
	ワイヤレスマイク	1台	730	
	マイクスタンド	1台	320	
	はね返りスピーカー	1台	420	
	照明設備	Aセット (演劇等)	1式	10,480
		Bセット (ピアノ発表会等)	1式	7,870
Cセット (講演会等)		1式	5,240	
サスペンションライト		スポットライト (1KW)	1台	270
		スポットライト (500W)	1台	210
		パーライト (500W)	1台	210
ハロゲンスポットライト (1KW)		1台	1,370	
センターピンスポットライト (700W)		1台	1,370	
アッパーホリゾントライト		1回路	270	
ローアホリゾントライト		1回路	210	
エフェクトスポットライト (1KW)		1台	420	
スパイラルマシン (ミラーボール)		1台	420	
ディスクマシン		1台	420	
フリッカーマシン		1台	420	
プリズムマシン		1台	420	
カッターマシン	1台	420		
講義・研修室	16ミリ映写機	1台	1,790	
	8ミリVTR	1台	1,460	
	35ミリスライド映写機 (スライドプロジェクター)	1台	1,460	
	ビデオプロジェクター	1台	1,460	
	OHP	1台	630	
	データビューア (立体OHP)	1台	630	
	S-VHS、VTR	1台	1,460	
	LDプレイヤー	1台	1,460	

	カセットテープレコーダー	1台	1,370
	マイクロフォン	1台	320
	ワイヤレスマイク	1台	730
	マイクスタンド	1台	320
	操作卓	1台	1,050
控室	控室1 控室2	1室	2,100

備考 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

和歌山県告示第306号

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39和歌山県条例第20号）別表第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	単 位	利用料金	備 考
床パネル	1枚1回につき	60円	
シャワー室	1人1回につき	60円	
ストーブ	1台1回につき	590円	
扇風機	1台1回につき	350円	
フットライト	1式1回につき	710円	
ボーダーライト	1列1回につき	2,370円	
CDプレイヤー	1台1回につき	710円	
テープレコーダー	1台1回につき	710円	
電光掲示板	1基1回につき	2,060円	
電光秒タイマー	1コート1回につき	1,540円	
電源	1kwhにつき	20円	

和歌山県告示第307号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）別表第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成23年和歌山県告示第1201号（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 和歌山ビッグ愛

種 別	単 位	利用料金	備 考
舞 台	簡易ステージ	1式1日につき	1,440円
	演台	1台1日につき	420円
	司会者用演台	1台1日につき	200円
	花台	1台1日につき	200円

設 備	ピアノ	1台1日につき	3,900円	
	金屏風	1双1日につき	1,330円	
	展示パネル	1枚1日につき	200円	
	白布	1枚1日につき	620円	
音 響 設 備	音響調整卓	1台1日につき	2,580円	
	効果機器卓	1台1日につき	2,880円	
	ワイヤレスマイク	1本1日につき	510円	
	タイピンマイク	1本1日につき	510円	
	マイク	1本1日につき	510円	
	マイク設備 (会議室用)	1式1日につき	1,540円	
	CDプレイヤー	1台1日につき	1,440円	
	MDプレイヤー	1台1日につき	1,440円	
	カセットデッキ	1台1日につき	1,440円	
照 明 設 備	フライ照明	1式1日につき	2,060円	
	アッパーホリゾンライト	1列1日につき	1,030円	
	ローアホリゾンライト	1列1日につき	1,030円	
	フットライト	1列1日につき	1,030円	
	センターピンスポットライト	1式1日につき	1,540円	
	サイドスポットライト	1式1日につき	310円	
映 像 設 備	マルチレーザーディスク	1台1日につき	1,440円	
	書画カメラ	1台1日につき	1,440円	
	ビデオプロジェクター	1台1日につき	5,650円	
	16mm映写機 (大ホール用)	1台1日につき	2,060円	
	16mm映写機 (会議室用)	1台1日につき	1,740円	
	35mmスライド	1台1日につき	1,130円	
	ビデオデッキ	1台1日につき	1,440円	
	OHC	1台1日につき	1,440円	
	液晶プロジェクター	1台1日につき	2,060円	
	OHP	1台1日につき	1,030円	
	マルチモニター	1台1日につき	420円	
その他の附属設備		その都度知事が定める。		

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

2 和歌山ビッグホエール

	種 別	単 位	利用料金	備 考
ホ ー ル	大型映像装置	1時間につき	8,640円	
	電光表示板	1時間につき	430円	
	可動席	1ブロック1日につき	16,200円	
	移動席	1脚1日につき	30円	

ル 設 備	長テーブル	1卓1日につき	50円	
	フォークリフト	1台1日につき	5,350円	
	コンパネ	1式1日につき	2,160円	
	仮設フロア	1枚1日につき	50円	
冷暖房設備		1時間につき	21,600円	
冷暖房設備 (軽運動場のみを使用する場合)		1時間につき	1,080円	
舞 台 設 備	仮設舞台	1式1日につき	38,880円	
	移動式ステージ	1台1日につき	320円	
	雑幕	1式1日につき	10,800円	
	水平幕	1式1日につき	5,400円	
	金屏風	1双1日につき	4,320円	
	演壇	1卓1日につき	1,620円	花台を含む。
	司会者用机	1卓1日につき	430円	
	指揮者台	1台1日につき	320円	
	譜面台 (指揮者用)	1台1日につき	100円	
	譜面台 (一般用)	1台1日につき	10円	
	一般用椅子	1脚1日につき	30円	
	音 響 設 備	音響装置	1式1日につき	10,800円
ワイヤレスマイクロフォン		1本1日につき	1,080円	
マイクロフォン		1本1日につき	1,080円	
CDプレーヤー		1台1日につき	1,080円	
MDプレーヤー		1台1日につき	1,080円	
DATレコーダー		1台1日につき	2,160円	
ステージサイドスピーカー		1式1日につき	10,800円	
オープンデッキ		1台1日につき	2,160円	
カセットデッキ		1台1日につき	1,080円	
ハネ返りステージスピーカー		1台1日につき	1,080円	
デジタルリバーブ	1台1日につき	1,080円		
照 明 設 備	照明Aセット	1式1日につき	64,800円	
	照明Bセット	1式1日につき	43,200円	
	照明Cセット	1式1日につき	21,600円	
	アリーナ照明 (全点灯)	1時間につき	2,700円	
	ピンスポット	1台1日につき	2,160円	
	アップー水平ライト	1色1日につき	2,160円	
	ローー水平ライト	1色1日につき	1,080円	
体 育	LED得点表示板	1台1日につき	6,480円	
	テニスコートマット	1面1日につき	22,680円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,940円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,160円	
	ハンドボール用具	1組1日につき	1,080円	ボールを除く。
	バレーボール用具	1組1日につき	640円	ボールを除く。
	テニス用具	1組1日につき	540円	ラケット及びボールを除く。

器 具	バドミントン用具	1組1日につき	320円	ラケット及びシャトルコックを除く。
	卓球用具	1組1日につき	210円	ラケット及びボールを除く。
	卓球コートマット	1面1日につき	2,160円	
	柔道畳	1面1日につき	3,340円	
	空手フロアマット	1面1日につき	3,240円	
	綱引きロープ	1本1日につき	210円	
その他の附属設備		その都度知事が定める。		

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

3 和歌山ビッグウエーブ

種 別		単 位	利用料金	備 考
冷 暖 房 設 備	メインアリーナ	1時間につき	6,990円	
	サブアリーナ	1時間につき	1,850円	
	武道場	1時間につき	1,330円	
舞 台 設 備	観覧席 (可動式)	1ブロック1日につき	10,530円	
	移動席	1脚1日につき	30円	
	移動舞台装置	1式1日につき	6,520円	
	演台	1組1日につき	760円	花台を含む。
ワイヤレスマイク		1本1日につき	510円	
プロジェクター・スクリーン		1組1日につき	1,370円	
CDデッキ		1台1日につき	630円	
体 育 器	電光表示板 (多目的用)	1台1日につき	1,590円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,940円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,090円	
	ハンドボールゴール・ネット	1組1日につき	430円	
	バレーボール用具 (6人制)	1組1日につき	460円	ボールを除く。
	バレーボール用具 (9人制)	1組1日につき	440円	ボールを除く。
	ソフトバレーボール用具	1組1日につき	70円	ボールを除く。
	バレーボール審判台 (公式用)	1台1日につき	160円	
	バレーボール審判台 (練習用)	1台1日につき	40円	
	テニス用具	1組1日につき	300円	ラケット及びボールを除く。
	ソフトテニス用具	1組1日につき	200円	ラケット及びボールを除く。
	バドミントン用具	1組1日につき	540円	ラケット及びシャトルコックを除く。
	卓球用具	1組1日につき	210円	ラケット及びボールを除く。
柔道畳 (電動収納畳)		1台1日につき	3,340円	

具	柔道対戦ボード・タイマー	1組1日につき	410円	
	剣道対戦ボード・判定マーク	1組1日につき	490円	
	空手フロアマット・電光表示板	1組1日につき	3,240円	
	レスリング用具	1組1日につき	2,220円	
	サッカー (フットサル) ゴール・ネット	1組1日につき	320円	
	ウェイトリフティングプラットフォーム (公式用)	1台1日につき	770円	
	ウェイトリフティングプラットフォーム (練習用)	1台1日につき	210円	
その他の附属設備		その都度知事が定める。		

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

和歌山県告示第308号

平成17年和歌山県告示第541号 (高等学校授業料における加算額の設定) は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸